

事業 優先順位		4	細事業:機能訓練事業				整理 番号		02										
目 的		健康増進、介護予防の視点から、筋力強化を行うことにより、閉じこもりを防止するとともに、生活機能の低下を防ぐ。																	
目 標		転倒予防、体力増進を目的とした体操、レクリエーションやウォーキング、自主グループ継続支援のための交流会などを 実施し、運動習慣を身につけてもらう。																	
事業 実施主体		直営		事業開始 年 度		昭和60年度		根拠 法令		健康増進法 第17条									
事業費・財源			平成25年度		平成24年度		比 較		コスト情報・従事職員数			平成25年度		平成24年度		比 較			
	事業費(決算額)(千円)		2,099		2,016		83			総コスト(千円)		4,844		7,650		-2,806			
	財源内訳	一般財源		2,054		1,993		61		内訳	事業費		2,099		2,016		83		
		国庫支出金		45		23		22			人件費		2,745		5,634		-2,889		
		地方債		0		0		0			公債費		0		0		0		
		その他特定財源		0		0		0			一人あたり(円)		43		68		-25		
				0							世帯あたり(円)		102		162		-60		
				0							参考	職員数(人)		0.36		0.71		-0.35	
										再任用職員数(人)		0.00		0.00		0.00			
	今後の方向性		機能訓練事業の委託化によりプログラム内容の充実を図り、終了後も個人で継続できるようにする。また、事業終了後も個人の運動継続をサポートできるよう、運動施設を所有する機関に委託する。																
評価	妥当性		効率性		有効性		対象者	疾病や外傷、老化などにより心身の機能が低下している40歳～64歳までの市民 (介護保険制度の認定を受けていない)											
	A		A		B														

事業優先順位		8	細事業:健康手帳交付事業					整理番号		04	
目的		健康診査や健康教育の記録、その他健康の保持のために必要な事項を手帳に記載することにより、自らの健康管理と適切な医療に資することを目的とする。									
目標		医療の記録や健康診査、健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導の記録、健康についての知識などの内容を記載した健康手帳の交付を行い、市民自ら継続した健康管理を実施できるよう援助を行う。									
事業実施主体		直営	事業開始年 度	昭和60年度	根拠法令	健康増進法 第17条					
事業費・財源			平成25年度	平成24年度	比 較	コスト情報・従事職員数 内訳 参考			平成25年度	平成24年度	比 較
	事業費(決算額)(千円)		261	253	8		総コスト(千円)		1,023	1,047	-24
	財源内訳	一般財源	88	78	10		事業費		261	253	8
		国府支出金	173	175	-2		人件費		762	794	-32
		地方債	0	0	0		公債費		0	0	0
		その他特定財源	0	0	0		一人あたり(円)		9	9	0
			0				世帯あたり(円)		22	22	0
			0				職員数(人)		0.10	0.10	0.00
							再任用職員数(人)		0.00	0.00	0.00
	今後の方向性		健康手帳の普及啓発。								
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	保健事業参加者で手帳交付を希望する40歳以上の市民						
	A	A	B								

細事業：機能訓練事業

1. 機能訓練事業

疾病、外傷、老化等により心身の機能が低下している者に対し、心身機能の維持回復に必要な訓練を行うことにより、閉じこもりを防止するとともに日常生活の自立を助け、介護を要する状態となることを予防することを目的に機能訓練事業を実施した。また機能訓練卒業生による自主グループの活動交流会を実施した。

(1) 会場 保健センター

(2) 対象者 40～64歳の市民で、心身に機能低下のあるもの（要支援・要介護認定※ をうけていないこと）

機能訓練事業実施状況

実施時期	実施回数	実人数	延人数
5月～9月	20	23	386
10月～3月	20	14	224
10月（交流会）	2	27	27

※ 要支援・要介護認定

…介護保険サービスを利用する際に、介護が必要な状態であるかどうか、どの程度介護を必要とするかどうかを市町村等が介護認定審査会で客観的に評価し、その状態によって要支援1・2、要介護1～5に分類される。



細事業：健康手帳交付事業

1. 健康手帳交付事業

特定健診・保健指導の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療に資することを目的に、40歳以上の健康診査の受診者、健康相談の利用者、健康教育の受講者に健康手帳を交付した。

40歳～64歳の市民には健康手帳を、65歳以上の市民には高齢者用の健康づくり手帳を交付した。

手帳の内容は、特定健康診査の記録、特定保健指導の記録、歯周疾患検診の記録、骨粗しょう症検診の記録、がん検診の記録、特定健康診査の検査内容の説明、血圧と体重の記録、健康教育の記録、健康相談の記録、機能訓練の記録、訪問指導の記録、医療の記録及び健康づくりに関するワンポイントアドバイスとなっている。

種類	対象者	冊数
健康手帳	40歳～64歳	2,500
健康づくり手帳	65歳以上	1,000